

## 産業廃棄物処分業許可証

住所 東京都港区白金一丁目1番6号

氏名 株式会社ジー・エス  
代表取締役 郷 成祿

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第6項 の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事

小池百合子

許可の年月日 令和 2年 3月24日

許可の有効年月日 令和 7年 3月23日

## 1 事業の範囲

(1) 業の区分  
処分（中間処理）

(2) 処分の方法と取り扱う産業廃棄物の種類（処分に係る限定は裏面のとおり）

破 砕： 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・  
コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類（以上8種類）

## 2 事業の用に供する施設（詳細は裏面のとおり）

施設所在地：東京都大田区京浜島二丁目14番10号

## 3 許可の条件

- (1) 作業時間は、原則として8時から17時までとすること。  
(2) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」及びその他の関係法令を遵守すること。  
(3) 中間処理は本都の承認を得た方法により行うこと。

## 4 許可の更新・変更の状況

平成 12年 3月 24日 新規許可  
令和 2年 3月 24日 更新許可 第4回

## 5 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無 無

(裏面あり)



(裏面)

許可番号 第13-20-044296号

2 事業の用に供する施設

施設所在地：東京都大田区京浜島二丁目14番10号

施設種類	産業廃棄物の種類	単独処理能力	混合処理能力	設置年月日	施設許可番号	施設許可年月日
破 碎	廃プラスチック類 (塩ビ管類及び特定家庭用機器再商品化法対象物を除く。)	5.72(t/日)	5.77(t/日)	平成21年5月7日	産施第324号	平成21年4月13日
	紙くず	3.94(t/日)				
	木くず	5.68(t/日)				
	繊維くず	2.93(t/日)				
	ゴムくず	5.84(t/日)				
	金属くず(特定家庭用機器再商品化法対象物及び空き缶を除く。)	8.09(t/日)				
	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(特定家庭用機器再商品化法対象物及び空きビンを除く。)	6.83(t/日)				
がれき類	14.7(t/日)	産施第324号	平成21年4月13日			

(以下余白)

平成 月 日  
 No. 殿  
**許可確認用**  
**(複写無効)**  
 株式会社 ジー・エヌ  
 ※上記に顧客名のない場合は無効